○地域交通安全活動推進委員に対する報償金の支給基準等について

平成３年３月 26 日

埼例規第 15 号・交企・会

警　察　本　部　長

地域交通安全活動推進委員に対する報償金の支給基準等について（例規通達）

地域交通安全活動推進委員等運営要綱（平成２年埼例規第 61 号・交企）第 12 条の規定に基づく地域交通安全活動推進委員に対する報償金については、次の基準等により、平成３年４月１日から支給することとしたから誤りのないようにされたい。

記

１　支給基準等

(1)　支給基準

報償金は、月額 1,400 円とする。ただし、月の中途で委嘱又は解嘱された場合は、その月の委嘱期間が月の２分の１以上のときは全額を支給し、月の２分の１に満たないときは 60 パーセントを支給する。

(2)　支給時期

報償金は、年度ごとに全額を一括して翌年度の４月中に支給する。ただし、年度の途中で解嘱された場合は、解嘱された月の翌月中とする。

２　所得税の徴収

報償金の所得税は、給与所得の源泉徴収税額表（月額表）の乙欄を適用する。

３　地域交通安全活動推進委員報償金内訳書の作成

報償金を支給するときは、地域交通安全活動推進委員報償金内訳書（別記様式）を作成する。

実施日

この例規通達は、平成３年４月１日から実施する。

実施日（平成 15 年３月 25 日交企第 219 号）

この通達は、平成 15 年４月１日から実施する。

実施日（平成 16 年３月２日会第 95 号）

この通達は、平成 16 年４月１日から実施する。

実施日（平成 17 年３月 30 日交企第 254 号）

この通達は、平成 17 年４月１日から実施する。

実施日（平成 25 年４月１日交企第 284 号）

この通達は、平成 25 年４月１日から実施する。

実施日（平成 27 年３月 11 日会第 232 号）

この通達は、平成 27 年４月１日から実施する。

実施日（令和２年３月５日交総第 189 号）

この通達は、令和２年４月１日から実施する。

別記様式（３関係）

地域交通安全活動推進委員報償金内訳書（　　年）

月	住　　所	氏　　名	報償金額	税　金	現金支給額	備　　考